

五監公告第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年3月28日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

図書館

4. 監査の範囲

令和5年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和6年2月26日～令和6年3月26日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 文書管理台帳への簿冊の登録漏れについては先回の定期監査において指摘事項となっているが、防災に関する簿冊である防火管理維持台帳が未登録のままとなっている。
簿冊について再度点検を実施し、五泉市文書規程に基づく適正な簿冊管理に努められたい。
- ② 五泉市立図書館の消火器について、すべての消火器の薬剤が昨年11月で有効期限を迎えているが詰め替え等の措置が講じられていない。
利用者の安全を最優先し、適正な防火管理に努められたい。

(2) 所見

昨年10月より新たな取り組みとして移動図書館サービスを開始している。遠隔地に住む市民にも図書館を利用してもらおうとともに、図書の貸し出しを通じ利用者と交流を図ることにより、聴き取った市民の生の声を市政に繋げていくことが期待されている。

読書に親しむ機会を広く提供し、利用者の声を吸い上げるこの取り組みについて、評価と見直しを行いながら引き続き推進されたい。